

## 復興推進委員会(第13回)議事録

1. 開催日時：平成25年9月25日(水)13:00~14:29

2. 場 所：中央合同庁舎第7号館西館12階  
共用第2特別会議室

3. 出席者：

委員長	伊藤	元重	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授 総合研究開発機構(NIRA)理事長
委員長代理	秋池	玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
委員	大山	健太郎	アイリスオーヤマ代表取締役
	菊池	信太郎	医師 「郡山市震災後子どものケアプロジェクト」マネージャー
	内堀	雅雄	福島県副知事(佐藤雄平委員 代理)
	白根	武史	トヨタ自動車東日本取締役社長
	達増	拓也	岩手県知事
	田村	圭子	新潟大学危機管理室 災害・復興科学研究所(協力)教授
	中田	俊彦	東北大学大学院工学研究科教授
	松本	順	みちのりホールディングス代表取締役
	村井	嘉浩	宮城県知事
政府側出席者	根本	匠	復興大臣
	浜田	昌良	復興副大臣
	中島	正弘	復興庁事務次官
	岡本	全勝	復興庁統括官

○伊藤委員長 それでは、ただいまより第13回「復興推進委員会」を開催いたします。

各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

前回の委員会におきまして、「新しい東北」の創造に向けた中間とりまとめを行いました。とりまとめに当たりましては、委員の皆様非常に密度の濃い審議を行っていただいたことに、心より感謝を申し上げたいと思います。その後、中間とりまとめを踏まえた取り組みが進められていると聞いております。

本日は、先導モデル事業等「新しい東北」の具体的な進捗や、復興の状況を国会に報告する資料の骨子案につきまして御議論をいただくとともに、今後の進め方につきまして議論を行っていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員会の開催に当たりまして、根本復興大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。お願いします。

○根本復興大臣 本日は、お忙しいところをお集まりいただき、感謝を申し上げます。

発災から2年半がたち、集中復興期間の5年間の折り返しを迎えました。復興大臣として、私も就任以降、施策の総点検を行い、現場主義に立って、真の司令塔としての機能を果たすべく、取り組んでまいりました。

今後とも、地域の皆様の声に耳を傾けながら、常に施策の点検を怠らず、復興の加速化に取り組むとともに、創造と可能性の地としての「新しい東北」を目指して、全力を尽くすつもりであります。

本日は、これまで委員の皆様方に精力的に御議論をいただき、「新しい東北」の中間的なとりまとめを行っていただきましたが、その後の施策展開などについて御意見をいただきたいと思っております。

政府としては、中間とりまとめの内容を「骨太の方針」の中に反映するとともに、7月の復興推進会議において、具体的な政策展開の方針を示し、復興推進調整費を活用して、「新しい東北」先導モデル事業、人材派遣や民間投資を促進するための官民連携に向けた新たな仕組みの構築などの取り組みを進めてまいりました。

その結果、約60の先導モデル事業の選定案などをとりまとめるとともに、復興の状況に関する国会報告の骨子案もとりまとめましたので、この後、報告をさせていただき、皆様から御意見をいただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、これまでもモデル事業の評価など、多大な御協力をいただいているところでありますが、本日も建設的な議論をいただきますようよろしくお願いいたします。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、報道関係の方はここで御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○伊藤委員長 本日は、秋山委員、岩渕委員、大仁委員、松原委員が御欠席でございます。

また、佐藤委員の代理としまして、内堀福島県副知事が御出席でございます。

その他の委員の方々は全員御出席でございます。

続きまして、本日御出席いただいております政府側の出席者を御紹介させていただきたいと思っております。

根本復興大臣でございます。

浜田復興副大臣でございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、「新しい東北」の進捗につきまして、事務局から御報告をいただきます。

資料1につきまして、復興庁から御説明をお願いします。

○岡本統括官 6月5日に、この席で中間とりまとめをしていただきました。それを政府側といたしましては、6月14日に閣議決定されました、いわゆる「骨太の方針」の中に書き込んだところでございます。

「また単に従前に復旧するのではなく、震災復興を契機として、我が国が世界のモデルとなる「新しい東北」の創造が必要である」と。そのためにお示しいただきました5つのテーマで施策を具体化するということをうたいました。これの作業状況を後ほど資料1-1で御説明申し上げます。

また、日本再生戦略、科学技術イノベーション総合戦略、規制実施計画等と一貫となって施策を展開することもうたっております。

これがその後の政府側の動きでございます。

その後、資料1-1と1-2で御説明いたしますが、合計3つのプロジェクトを進めております。資料1-1が「新しい東北」の先導モデル事業でございます。これが先ほど言いました5つの項目に分かれてまいります。

資料1-2で横長の絵がございますが、もう一つ大きなくくりといたしまして、人材プラットフォームというものを進めております。これは被災地が必要としております人材を官民から送り込むというプラットフォームでございます。

資料1-2の裏側に、2としてリバイブジャパンカップがございます。これが大きな3つ目のプロジェクトでございます。新たなビジネスプランを応援するビジネスコンテストというものを進めております。

大きなくくりといたしますと、「新しい東北」の先導モデル事業、人材プラットフォーム、リバイブジャパンカップ、この3つで現在作業を進めておるところでございます。これは後ほど参事官から御説明いたしますが、この後、来年に向けてでございますが、恐縮でございます。資料の一番後ろに参考2がついていると思っております。

参考2は、現在提出しております復興庁の来年度に向けての概算要求でございます。こちらの9ページと10ページをお開きいただきたいと思います。

9ページの一番下に「(6)「新しい東北」先導モデル事業 16億円」と出しております。現在進めております今年度の事業は、いわゆる調整費を活用して、機動的に事業を

進めておるところでございますが、来年度は本格的に予算要求をして、施策を進めたいと思っております。

なお、10ページに点線で囲って「（参考）『新しい東北』関連要求施策」を掲げてございます。私ども復興庁が直接行います事業のほかに、各省が東北地方で新たな取り組みをしております。次世代エネルギー、あるいは学びを通じたコミュニティー再生、浮体式洋上ウインドファームなど、各省が既に取り組んでおりますいろいろなプロジェクトがございますので、これらも私どもの施策と連携いたしまして、両々相まって「新しい東北」の未来をつくっていきたいと思っております。

では、先ほど説明を端折りました資料1-1と1-2について、海堀参事官から説明させます。

○海堀参事官 それでは、資料1-1「『新しい東北』先導モデル事業の選定について」をごらんください。

まず（1）応募状況についてでございます。

「新しい東北」の実現に向けまして、この先導モデル事業を募集したところ、8月1日から21日までの公募期間中、460件余りの応募がございました。募集60件に対して、7倍を超える大変好評な応募がございました。

（2）これらの選定についてでございます。

これら応募された提案について、復興推進委員の先生方、今般「新しい東北」の中間とりまとめを行うに際しまして意見をお聞きした有識者の方々から意見を伺いながら、中間とりまとめの5つのテーマについて、選定基準に照らして、今回先導的な取り組みと判断されるものについて、おおむね60件をめどに選定をしていくということでございます。

※1に中間とりまとめの5つのテーマ、※2に今回の選定基準を掲げさせていただいております。

選定基準については、①に先導性・モデル性。ほかの地域の先導的なものとなること、あるいはモデルとなること。

②に持続性。今回のモデル事業を通じて事業が展開された後、それが国の支援がなくなったとしても継続的に本格的な取り組みへ展開できるものであること。

③に相乗効果・波及効果。この事業単体のみならず、関係する取り組みと連携して、より大きな波及が見込まれること。

④に主体性。その地域の方々のみならず、主体となって判断し、体制をつくっていくこと。

⑤に計画性・実現可能性。絵に描いた餅ではなく、具体的な取り組みについての計画性があること。

⑥に効率性。今回、事業の内容については、委員の先生方にも経費内訳をごらんいただいて、その既存の体制にどれだけ工夫をして自助努力あるいは資金確保の効率的な取り組みがされているかということをもとに判断をさせていただきました。

2ページ、（3）今後の取扱いについてでございます。

選定された案件につきましては、これまで選定過程でいただきました各委員からいただいた意見を踏まえまして、事業内容について精査を行う。テーマはいいけれども、内容についてはこう改善すべきといった御意見を踏まえて、事業内容について精査を行い、提案主体の方々と調整を行った上で、10月上旬以降、順次契約の手続を行います。具体的には、復興庁と各提案団体が契約をして事業展開を図っていきたいと思います。

事業内容について、提案主体との調整ができない、具体的な改善が加えられない場合には、場合によっては契約ができず、事業が実施できないことも想定されますが、そういった事態が発生しないように今後調整をしていきたいと思います。

また、今般460件を超える非常に多くの提案をいただきました。今回、先ほどの事業内容についての精査を行う中で、経費にゆとりが出た場合については、案件の追加について検討させていただきたいと思っております。これは具体の今後の調整によって、どれだけのものが取り上げられるかということはあると思いますが、できるだけ予算をきちんと有効に活用させていただこうと思っております。これらについては、委員の先生方に御報告を行った後、実施をしていきたいと考えております。

その後は、各事業主体から開始後3カ月を経過した時点で、その進捗状況の御報告をいただこうと考えております。

また、年度末には、それらの報告について正式に全体を受理させていただくこととともに、来年以降の事業展開に有効に活用すべく、取組の内容について評価を実施し、次年度のモデル事業に反映していきたいと考えております。

この後の資料1-1-1、1-1-2、1-1-3については、まだ案件が確定しておらず、公表する内容についても調整がとれていないものです。これらの資料につきましては、調整が済んだ後に公表させていただきたいと思っておりますので、それまでの間、取扱いについて御留意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

資料1-1-1でございます。

今回、応募464件の中から、現在の選定案を提示させていただいております。対象地域は福島、宮城、岩手、各地域それぞれ満遍なく出てきておりますが、宮城県が多少多くなっております。

テーマの内容については、各分野で提案がされておりますが、特に地域資源の分野は、これが地域の一番のニーズということだと思っておりますが、41%を占めており、選定もそれを反映して案をつくらせていただいております。

資料1-1-2につきましては、事前に各委員の先生方にお送りをさせていただいて、今般整理をしたものでございますので、具体の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

また、別紙でございます。これは今回、先導モデル事業の評価に当たりまして、意見を伺った有識者の方々でございます。これらの資料についても、御確認をいただいた後に、公表という手続をとらせていただきたいと思いますので、それまでの間は他の資料と同様、

非公表でお願いいたします。

それでは、取組内容について、資料1-1-3に基づいて、いくつか御説明をさせていただきます。

1つ目は、被災地における子供の遊び場づくりということで、東京の日本公園緑地協会の方々とNPO冒険あそび場 せんだい・みやぎネットワークの方々が連携をされて、地域のプレーリーダーの活動についてのモニタリングを行い、災害復旧期における遊び場づくりのモデル化を検討し、実践していこうという取り組みでございます。

2つ目です。こちらは石巻における地域包括ケアの取り組みでございます。仮設住宅での生活が長引く中、心身の健康悪化あるいは引きこもり、生活不活発病などの実態が見られる中で、医療、看護、介護の連携あるいはNPOの方や自治会との協働によって、ケアをしていくという取り組みでございます。

3つ目は、エネルギーの取り組みでございます。これは福島の土湯温泉におきまして、土湯温泉の温泉熱を活用し、植物工場や陸上における養殖施設などを運営することにより、新たなビジネスモデルを検討していこうというものでございます。

4つ目は、河北新報社、東北大学などが連携をいたしまして、地域の課題に応じた避難訓練のモデル化、多世代における住民参加の避難、あるいは情報発信のモデル化などを複合的に検討していこうというものでございます。

5つ目は、福島白河農協の取り組みです。中山間地域における所得向上を目指し、従来の品種に加え、植物工場を活用して品種の拡大に取り組み、全体の価値向上を目指していこうというものでございます。

6つ目は、郡山地域のブランド野菜の取り組みでございます。ブランド野菜のレシピ開発あるいはブランド野菜における成分の可視化・データ解析などを行い、価値の見える化をして、他との差別化を図っていこうというものでございます。

7つ目は、旅館のブランド化についての取り組みでございます。グローバル市場における旅館の価値向上を目指して、海外へのPR、海外の旅行者との直接商流を結ぶべく、ホームページ等を通じた取組みを強化していこうというものでございます。

8つ目は、ものづくりの取り組みでございます。伝統技能承継と最先端技術を融合させ、新製品の試作、開発を行うとともに、これらの作業に当たっては、障害者の就労あるいは高齢者の参加を促すことによって、地域におけるものづくりの発展を目指そうというものでございます。

9つ目は、三陸ジオパーク構想で、北は青森県から南は宮城県まで、広域の16市町村が一体となって地形・地質の特徴のほか、防災教育や体験型の観光などを取り入れることによって、広く観光促進をしていこうという取り組みでございます。

最後は新規事業創造ということで、地域の金融機関と専門学校と税理士法人が連携をして、新たな起業、異業種の交流会などを行うとともに、将来的にはベンチャーファンドの設立に向け、マーケット調査などを実施して、ベンチャーの育成に努めるという取り組みで

ございます。

以上が先導モデル事業の例でございます。

続きまして、資料1-2「人材派遣や民間投資を促進するための官民連携に向けた新たな仕組み」をごらんください。

「1. 復興人材プラットフォーム構築事業について」でございます。

被災地における現在必要となる新たな人材について、企業等から現地に派遣ができるようにするための取組みということで、被災地外の民間企業を中心とした方の現在のニーズ、シーズと被災地における公共団体や各種商工会議所あるいは観光協会などのニーズをマッチングして、専門人材を派遣していこうということでございます。

ウェブサイトを通じて、復興人材派遣の取組み紹介をしたり、それぞれのニーズ情報を把握したり、現在活躍している派遣事例紹介をしたりすることを考えています。

また、情報を共有、連携する場の設置も検討しようというものでございます。

2ページ「2. リバイブジャパンカップの開催について」でございます。

新たな起業者や復興における民間投資を促進するための取組みとして、新たなビジネスプランを応援するビジネスコンテストを実施しようということでございます。被災地はもとより、全国から東北の復興を進めるための事業者の参加を促進するため、ビジネスコンテストを実施して、広く事業提案を公募しようというもので、これらの提案の審査過程を通じて、各種専門家に参画していただき、事業化に向けたアドバイス、助言を行い、事業者や事業計画を育てていくことを目的にしたものでございます。

8月21日から応募を受けつけさせていただいており、9月末で応募を締め切り、一次審査、二次審査と経た後に、展示会、最終審査、優秀な提案について表彰を実施し、今後事業パートナーの発掘や販路拡大などの支援をさせていただきたいと考えております。

簡単でございますが、以上で資料1-1、1-2についての御説明を終わらせていただきます。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

御報告いただいた内容につきましては、御意見がございましたら、御発言いただきたいと思います。なお、先導モデル事業につきましては、事前に各委員からいただいた評価を踏まえて、最終案を事務局から配付させていただいておりますので、ここでは全体的な御意見、感想等を中心にお願ひできればと思っております。

それでは、どなたからでもどうぞ。

達増委員、どうぞ。

○達増委員 「新しい東北」先導モデル事業は、地元の団体が主体になっているものもあれば、地元から遠く離れたところに拠点を持つ団体が主体になっているものもありますけれども、私も審査、評価で見えていまして、地元から離れたところからいろいろ企画を持って地元、被災地に入ってきてくださるということは非常にありがたい話で、大いに期待するところもあるのですが、ただ、地元、市町村との連携、協力が必要であろうけれども、そ

こが果たしてうまくいくのかという疑問を禁じ得ないようなものもあって、そういうものは少し辛目に評価したりしたところなのですが、やはり地元の底力とさまざまなつながりの力というのが合わさって復興の力になる中で、逆に地元、特に市町村に負担を強いるとか、あとは地元で混乱が起こることがないような形で進めていくところに意を用いていたきたいと思います。

もう一つ、460件余りの応募の中で、委員が審査したのは一次審査を通った少数精鋭だけを見ているのですけれども、その一次審査に残らなかった中でも、多分地元の団体が主体になっているようなものでは、中身は非常にいいけれども、今回の先導モデル事業とは別の復興事業の形が望ましいという、中身はいいがこれには入らないというものもかなりあったと思うので、そういったものについてはいろいろ問い合わせに丁寧に答えるなど、いい方向に進んでいくよう促していただきたいと思います。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

続けて、どなたでもどうぞ。

田村委員、お願いします。

○田村委員 関連してなのですけれども、読ませていただいて非常に感動しました。皆さんすごくたくさん被災地のためを思っているいろいろなことをお書きになっている。復興庁としてもすごくよい事業をされているということが、この460件にあらわれたのかと思います。

ただ、先ほどもお話しがありましたとおり、選に漏れたからといって、被災地の活動が否定されるものでもないですし、ずっとつながっていただきたいと思いますところでは。

例えばこれは御提案なのですけれども、事例とかを公表して、その分についてはいわゆる予算がどうこうというよりも、発表会をやるときにお呼びしてみるとか、何かそのようなほかの皆さんがやる気になっていただけるようなもの、復興庁の応援はいただいているのだということがわかるような体制にさせていただくのが必要かと思います。

○伊藤委員長 続けて、どなたでもどうぞ。

中田委員、佐藤委員、どうぞ。

○中田委員 分野別の円グラフを見ますと、地域資源が41%とか40%、エネルギーが10%と1けたということで、この差を考えてみました。

恐らく地域の創意工夫で自分たちの提案がある程度できるのが地域資源の分野である反面、地元の創意工夫だけではなくて、国としてのインフラの整備と相まって、その効果が発揮できるのが恐らくエネルギー分野なのだろうと思います。

ですから、エネルギーというのは非常に興味がある人が多い。自分でもやってみたい。だけれども、現状がわかればわかるプロであればあるほど、それを具体的な提案として復興庁の期待に応えるようなものに持っていくのは、実は意外に難しいということ。実はこのセルフスクリーニングが事前に働いているのかと思います。

したがって、やはり国レベルとすると、こういう地元の創意工夫の提案を生かしながらも、本来、ガスのパイプラインであるとか、エネルギーのネットワークというものが地方



に行けば行くほど脆弱になっていって、そこで本来あるべきエネルギーの総量が十分に活用できていないというジレンマがあるわけです。そういうところをこれから充実していく。そうすれば、各要素の点としての地域の提案が線とか面レベルに増長して、国レベルのレジリエンスといいますか、全体のセキュリティーの安定につながると思います。そこに地域社会からの創意工夫が一つのイノベーションとなって、新しいビジネスモデルとして、これから新たに登場していくチャンスがたくさん埋もれているのかと思います。

ぜひよろしくお願いいたします。

○伊藤委員長 それでは、佐藤委員。

○佐藤委員（副知事代理出席） まず、先導モデル事業ですが、広く東北全体に横展開できるような取り組みがあらわれてくることを楽しみにしております。また、福島県を初め、被災地の復興に向けた事業への支援をぜひよろしくお願いいたします。

また、人材投資促進プラットフォームの関係ですが、復興に必要な人と資金の円滑な活用が実現できる仕組みの一つとして、これも大いに期待をしているところであります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○伊藤委員長 それでは、白根委員、お願いします。

○白根委員 まずもって、復興庁におかれては、これだけ多くの応募案件の中から、検討資料を短期間の中でまとめていただいたことは、本当に大変だったと思います。感謝申し上げます。

これらの「先導モデル事業」は、震災からの復興にとどまることなく、新しい東北、これからの東北の将来を創っていく事業として、全国に先駆けて東北で展開していくということで、大変重要であると改めて思います。

我々は、今回、採用された案件については、しっかりとサポートをしていかなければならないと思います。そこが非常に大事であるし、責任を感じています。

以上です。

○伊藤委員長 続けて、どなたからでもどうぞ。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 アイデアとしては、とてもおもしろいものが結構たくさんあって、しかし、事業としての持続性を見たときには、かなりふわっとしているなど。経済的に本当に成り立ち得るのかと。

では、何でそのようなになるのかと思って全体をながめて見ると、地域の企業であれ、または中央の大企業であれ、企業が前面に出て関与している形態になることを、言わば注意深く避けているような組み方にしてあるケースが多いのです。やはり企業が前面に出てくると、支援しにくいというムードが、恐らく復興庁さんのほうにもあって、一定の誘導があったのだろうと思うのです。

でも、それは、今回はこれでいいとしても、今後も続けていくという意味においては、

私は余り意味がないのではないかと思います。大企業であれ、中小企業であれ、企業が前面に出て、プロジェクトマネジメントをしっかりとやるという内容になっているものも、もっと積極的に取り上げられてしかるべきなのではないかと思います。

この点については、ぜひほかの委員の方の意見もいただいて、次以降に生かしていただきたいと思っております。

○伊藤委員長 岡本さん、どうぞ。

○岡本統括官 いただいた御意見に簡単にお答えさせていただきます。それぞれごもっともでございました。

最初に、達増委員からありました地元自治体との連携調整というのは、我々も審査基準の大きな項目としました。簡単に言うと、東京のシンクタンクなりNPOが一見さんで入ってくる。これでは持続性というのは非常に難しいだろうと思いましたので、地元自治体との連携がどれだけでできているか調査をさせていただきまして、そこは一つの重要な基準とさせていただきます。

それから、今回は資料1-1に書きましたように、6つの判断基準を置きましたので、中にはいいアイデアであっても、このスキームに乗らないものも幾つかございました。ただし、他省庁でいろいろな施策もお持ちですので、そちらの御紹介等もすることにいたしております。

また、選に漏れられた、特に自治体が非常にお力を入れておられるのに、落ちたことにつきましては、私どもから御要望に応じて、なぜ我々が今回採択しなかったのかという点については、丁寧に説明をさせていただこうと思っております。

この後、実際に実らせるためのサポートという部分が非常に重要ですし、おっしゃったように、企業が中心になってくださっていると、実は我々としても安心な面がございます。ただし、企業がお一人でできるのならば、このスキームに乗らなくても、多分もう既にやっておられると思ひまして、そこの兼ね合いが非常に難しゅうございます。企業のしっかりしたところと、新しいアイデアと、そして地元がうまく組めば一番安心なのですが、企業だけでやれるのではないかという身もふたもないような形になっては困ります。ただし、やはり屋台骨となる団体、しっかりした組織がついてくださっているのは、我々としては非常にありがたいことだと思っております。

簡単ではございますが、以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見とか追加の質問はございますでしょうか。

秋池委員、お願いします。

○秋池委員長代理 復興人材プラットフォームについてですけれども、これはマッチングをして人材を派遣するところが前面に出ているのですが、被災地以外の方で被災地に行って、現地の状況も理解をしながら、しかし、今までとは違うやり方で変えていくということというのは、そのままできる方というのは必ずしも多くないと思うのです。

ただ、いろいろな専門能力とか、プロジェクトをマネジメントするような能力とか、

リーダーシップとかがあるような方というのはいらっしゃると思いますので、この方たちをトレーニングするというほど大げさにしますと、それはそれでまた予算もかかると思いますし、それは必ずしも国がやることではなくて、民間機関がやればいいことなのだろうと思うのですけれども、この方たちに被災地に行って活躍できるようなやり方は、このプラットフォームで共有する。ただマッチングをするだけではなくて、活躍してもらえようような下支えをするようなトレーニングなりが必要なかと思っています。

資料1-2の一番下には、情報を共有して連携を図ると書いてあるのですけれども、ただの情報共有だけではなくて、この方たちの能力をより発揮させるような仕組みというものもあっていいのかと感じました。

○伊藤委員長 どうぞ。

○岡本統括官 実は、ここには民間からマッチングによって被災地に送るというスキームだけ書いてございますが、現在、復興庁で進めていますものが幾つかございます。

1つは、まず地方自治体から地方自治体に送り込んでもらう。今まで市長会、町村会あるいは総務省が中心にやっていただきました。特に市町村役場の事務職員あるいは技術職員の不足に対応するスキームがございます。

それから、復興庁が採用することによって送り込むというスキームもございます。

一番最後のスキームが、民間の方から市町村役場や役場の外の、観光協会であったり、商工会議所であったり、市町村の組織そのものとともに、それ以外に半官半民のようなところで活躍できるような人材が欲しい。これはなかなか全国の市町村も持っておりませんので、民間企業あるいは今、秋池先生がおっしゃった、意欲があるけれども、どうしていいかわからない人たち、そういうところとマッチングをしたいと思っています。

多分、ある技術を持ったこういう人材が欲しいというのにぴったり合うような民間企業の方から出していただけるような、わかりやすいパターンのほかに、今のプロジェクトリーダーのように、NPOやいろいろなところで活躍しておられて、やってみたいなという方を公募しながら送り込むこともあると思います。

実は、これは既に幾つかのNPOや経済団体もやっておりますので、無から出てくるスキームではございません。既に幾つかございますので、彼らを活用しながら幅広く、いろいろなパターンでやってみたいと思います。ただ、難しい面があるのは承知しております。

○伊藤委員長 ほかにいかがですか。

菊池委員、お願いします。

○菊池委員 先導モデル事業の申請に当たりまして、私も出させていただいたのですけれども、6つの先導性とかモデル性、持続性等々をクリアするのはなかなか難しいなと正直感じました。これは本当に今やらなければいけない必要なことだろうと思っても、それが果たしてどれだけのモデル的になるかということがなかなか難しい部分と、子供に関してはやってみないとわからないという部分があったりしまして、なかなかその調整等が難し

いなと感想として思いました。

実際にこの事業を実施するに当たっては、一つ提案というか、私の個人的な感想を申し上げます。実はこれまで大臣が用意してくださいました子ども元気復活交付金を利用して、子供の遊び場とかそういったものが福島県内にできていますが、地域住民には、どういう経緯でできているということがなかなか理解されていないというか、何となくできて、何となくやられているという感があると思うのです。

中間とりまとめをして、一つの方向性を出して、これに基づいてやっているということを通じてアピールする、こういう趣旨でちゃんとこういった事業をやっていますということになるべく地域住民にわかってもらうようにすることが、いろいろな意味で地域住民と国の間を埋める一つの方法になるのではないかということを感じましたので、ぜひそれは考えていただければと思います。

以上です。

○伊藤委員長 大山委員、どうぞ。

○大山委員 先ほどの秋池さんからの資料1-2の件でございます。

これにつきましては、東北未来創造イニシアティブという形の中で、同友会の企業から20名近く、釜石、大船渡、気仙沼、そして岩沼と派遣しております、この現状を申し上げますと、やはり派遣された人の志と現場の現実、そして行政の組織の中でなかなかこれが混ざり合わないという問題がありまして、約半年ぐらいたつのでありますが、派遣された方々はそれなりに悩みだとか、問題意識を持っておられます。

毎日のようにテレビ電話で、仙台と情報交換をしているのですが、それよりもやはり皆が一緒に仙台に集まって、東北大学の先生方も一緒に入った中で問題共有をすることによって、もう一度意欲が増すということが現状でございまして、先ほどもありましたように、同じテーマであっても、個々に埋没することなく、やはり情報の共有をすることによって、より精度のアップした、あるいはより行動的な形で被災地支援につながるのではないだろうかということで、今、進めておるところでございます。

○伊藤委員長 ほかによろしいですか。

それでは、根本大臣から何かございましたら、御発言いただきたいと思います。

○根本復興大臣 ありがとうございます。私も今いろいろな意見を聞かせていただいて、大変参考になりました。

先ほど幾つか出ていましたが、先導モデル事業の性格、地元市町村との連携が必要、あるいはこの次点になった方もやる気になってもらえるようにという話がありましたが、この先導モデル事業は、政策手法としては、先導モデル事業が一つある。それから、民の力を発揮してもらおうという意味では、「結の場」というマッチングする仕組みも今やっていますし、これは先導モデル事業プラスリバイブジャパン、これもなかなか私はいいと思うのです。提案してもらって、ある種オーソライズして、対外的にもアピールできますし、その中で事業家のアドバイスもいただけますから、その意味では、当然先導モデル事業は

中心で、我々は今、選定したわけですが、それ以外にも今やっている政策手段を組み合わせ、先ほどのような御提案に対しては答えていく必要があると思いました。

それから、エネルギー問題は、確かにここのテーマでエネルギーの新たな取り組み、やはりエネルギーは地域全体でどう取り組むかということがないと、個別の提案だけでは、中田委員がおっしゃるように、私もそこは限界があるのではないかと思います。やはり地域の即したさまざまなエネルギーの組み合わせで自律分散型のエネルギー体系をやっていくということであれば、やはり地域との連携が必要ではないかと思います。

松本委員からあった問題ですが、私はいずれにしても、これからの復興は民の活力が非常に大事で、その意味では、官民連携協議会というふわっとした協議会をつくって、民間の方々の活力をそこで取り入れて、生かしていきたいと思いますが、この民間企業の皆様の活力をどう復興に生かしていくか。これは私も非常に大きな関心事で、官と民という切り口の中でさらに取り組んでいく必要があると思えます。

それから、菊池委員がおっしゃられた子ども元気復活交付金。確かに我々、福島県の浜通り、仲通り対象に、子供たちは雨が降っても、雪が降ってもものびのびと運動のできる屋内運動場あるいは屋外運動場、遊具の更新もいいですよとやったのですけれども、それは確かにおっしゃられるように、今までだって公園でも運動公園等いろいろな公園がありましたから、ただ物をつくったということだと、多分私は、確かにそこに子供の遊び場ができたねということに捉えられてしまう。実は、これは原子力災害という中で、子供たちが運動不足になった、体力が低下した、そういう福島県固有の問題で、しかも子供のいい成育環境をつくらなければならない。これは全国的にも同じ問題だろうと思えます。実は、単なるハードだけの整備ではなくて、理念、哲学があるのです。その理念、哲学は、この先導モデル事業の中の子供の元気復活ということで、私は裏づけしていきたい。プレーリーダーの養成というソフト面もそうですけれども、ここには単なるものをつくるということではない理念、哲学がある。これがやはりそれぞれの市町村の自治体の皆さんも随分手を挙げていただきましたので、ここはそこを十分理解していただく必要があるだろうと改めて思いました。

いずれにしても、60件をとりあえず選定させていただきましたが、やはりこのモデル事業を動かしていく中で、また先ほどの人材プラットフォームの話もありますが、これを動かしていく中で、また新たな施策に付加価値をつけていく。こういう柔軟な動く先導モデル事業にしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

個別のモデル事業はしっかり成功してもらうことが大事だと思いますけれども、菊池委員がおっしゃったように、何をやっているのかということや地域の方にしっかり浸透していく、あるいは理解していただくことも大事だし、あるいは今、大臣がおっしゃったように、日本全国に理解していただく、あるいは広げていくということも重要だと思いますので、またいろいろな、これから動いていくことについて、御意見等がございましたら、

またぜひいただきたいと思います。

それでは、一応この件については、この後、復興庁において少し調整をさせていただいた上で、確定版を皆さんに御連絡して、選考結果を公表させていただくという方向で行きたいと思います。少し調整が必要な場合には、私に御一任いただくということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

続きまして、議事2の「東日本大震災からの復興の状況に関する報告（骨子案）について」につきまして、事務局から御報告いただきたいと思います。

資料2につきまして、復興庁の森参事官から御説明をいただきたいと思います。

○森参事官 「東日本大震災からの復興の状況に関する報告（骨子案）」につきまして、資料2に沿って御説明をさせていただきます。

この報告の位置づけでございますが、復興基本法に基づきまして、政府は毎年国会に復興の状況を報告することとされております。昨年は11月に報告を行ったところでございます。

今回は、昨年の10月1日からことしの9月30日までの間の取り組みを中心にとりまとめて、近々、召集が言われております臨時国会に提出をすべく、準備を進めておるところでございます。

全体で60ページ程度のものにするのを今、考えてございますけれども、きょう骨子案を御報告申し上げて、先生方の御意見を賜りたいと思っております。

それでは、中身について御説明させていただきます。

本報告は、大きく3つのパートに分かれてございまして、まず最初に「復興の概況」ということで、全体のサマリーを文章形式で、ストーリーがわかるようにつくってございます。

少し飛びますが、2ページの半ばから、この1年間の「復興の取組」について、主要な項目を整理いたしてございます。これが2番目のパートです。

そして、最後に7ページからになります「復興の現状」ということで、復興の状況を示すデータをいろいろ集めまして、これに基づいて極力客観的に整理をいたしたものでございます。

なお、この部分につきましては、お手元に参考資料1-1と1-2をお配りしてございます。詳しい資料でございますので、別途お目通しいただければと思います。

まず「復興の概況」ところから御説明を申し上げます。

この部分は、ストーリーがわかるように書いてございますので、少し詳しく目に御説明申し上げます。そしてこの文を基本的には報告本文にそのまま盛り込もうということを考えてございます。

まず、復興に向けた取り組みでございますが、最初のポツ3つのところで、背景と現状認識について書いてございます。御案内のとおり、震災は非常に広域な災害、多数の犠牲者、そして地震・津波・原発事故による複合的な災害でありまして、国民生活に多大な影響を及ぼしたということでございます。

政府は、震災発生直後から被災者の生活支援などに取り組んできておりまして、また復興庁設置後も自治体とも協力しながら、さまざまな復興の取り組みを進めてきているところでございます。この際、さまざまな事業につきましては、事業計画や工程表というものをつくりまして、定期的に進捗状況を把握しながら、進行管理を行ってまいっております。

現在の状況でございますが、発災の直後と比べますれば、復旧・復興に関する取り組みは相当程度進展したものと考えてございますが、地域地域の状況に応じまして、住宅再建や復興まちづくりの加速化、またなりわいの再建、原子力災害による環境汚染や健康不安、風評被害等の克服などのさまざまな課題が残されているところでございます。

そこで、この1年間の取り組みでございますが、特に先ほど大臣からお話しもございましたが、昨年末以降、施策の総点検を行いました。これを踏まえまして、地震・津波災害からの復興につきましては、一日も早い住宅再建、復興まちづくりを進めるということで、工程表や目標をつくって事業の加速化に取り組んできたところでございます。

また、原子力災害からの復興につきましては、これまでに経験したことのない事態ということもありまして、放射線による健康への影響の懸念を初めとする不安がある中でなかなか難しい問題でございますけれども、帰還・定住のための環境整備と長期避難者に対する支援に取り組んでございます。

さらに、先ほど御報告がございましたが、震災復興の中で我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」の創造に向けた取り組みを進めているところでございます。

2ページをお願いいたします。

そういった取り組みの中での現状でございますけれども、当初47万人に上りました避難者の方々は、現時点では29万人となっております。ほとんど皆様仮設住宅等の住宅に入居をしていただきました。そして、この入居戸数も最近は減少し始めておりまして、恒久住宅への移転が順次始まりつつあると認識いたしてございます。

公共インフラにつきましては、事業の加速化を進めておりまして、事業計画と工程表に基づいて、着実に推進されているものと認識してございます。また、復興まちづくりであります高台移転や土地のかさ上げ等の事業につきましても、大半について事業計画の策定が終了しておりまして、順次着工が始まりつつあるステージとなっております。

産業の方にまいりますと、被災地の鉱工業生産能力は震災前の水準にほぼ回復してございまして、雇用面でも有効求人倍率は1を超えております。これは3県全体でということでございます。ただ、津波をかぶったエリアの水産加工などの産業や、まちづくりと一体となっております商店街の復興、そういった部分の復興は、これからの課題でございますし、そういったことを反映して、沿岸部の一部では雇用者数が十分回復していないという

状況が見られますし、雇用のミスマッチ等の課題がございます。

原子力災害からの復興につきましては、先般、避難指示区域の見直しが完了いたしました。今後は帰還に向けた取り組みが本格化してまいります。そういったことで、除染、インフラ復旧等の帰還に向けた取り組み、また、長期避難者に対する町外コミュニティの整備等の支援も行われてございます。

さらに、放射線による健康不安解消に向けた取り組み等も行われておりますけれども、現時点では帰還の見通しを持つというところには至っていないと認識してございます。

以上のような全体像の中で、あと個別に復興の取り組みと現状について御説明申し上げます。

2 ページの真ん中からでございますが、復興の取組について、エッセンスを御説明申し上げます。

「1. 現場主義に立った復興加速化」ということで、施策の総点検に基づいた全体的な枠組みを御説明しております。

1 つは、復興財源フレームの見直しということで、「集中復興期間」におけます事業の規模と財源について、これまで19兆円程度を確保してございましたけれども、追加で6兆円を確保いたしまして、合計25兆円程度の財源を確保してございます。また、この決定とあわせて、復興財源の不適切使用の批判を招くことがないように、使途の厳格化を行ってございます。

次に、福島復興の体制でございます。被災地の現場において施策を迅速に判断・実行するために、いわゆる福島・東京二本体制を敷きました。福島に「福島復興再生総局」を置きまして、東京には関係省庁の諸施策を統括する「福島復興再生総括本部」を置いて、この体制のもとで原子力災害からの復興を強力に推進いたしたいということでございます。

3 番目に、復興加速策の具体化・推進ということでございますが、具体的には次以降に出てまいりますので、そちらのほうで御説明申し上げます。

大きく3つの柱がございます。

1 つ目の柱は、住宅再建・まちづくりの加速化ということでございます。これにつきましては、防災集団移転事業等によります民間住宅等の宅地の供給と災害公営住宅の供給につきまして、地区ごとの詳細な工程表や供給目標の見通しを公表いたしまして、これに沿って仕事を進めているところでございます。

そして、これを進めていく上でネックになります用地取得の迅速化、埋蔵文化財の対応、資材や人材不足への対応等につきまして、対応策をとりまとめて、公表いたしてございます。これにつきましては、4月にも追加で用地取得面での手続簡素化を中心に、加速対策をとりまとめましたし、6月にはこういった措置のフォローアップを行いまして、現場での活用を進めていくということをやっております。

2 つ目の大きな柱は、原子力災害からの復興でございます。

一つ、制度的な取組といたしましては、福島復興の基本的な枠組みと特例措置を定めま



した福島復興再生特別措置法というものがございますが、5月に避難解除区域における税制優遇措置の対象拡充等を内容とします一部改正が行われまして、これに基づいて推進しております。

特に避難解除区域につきましては、3月に復興再生計画を国が策定いたしました。また、福島県におけます産業の創出、再生ということを図る計画の認定も春に行っております。

(2) から (5) まだが、避難区域における具体的な取り組みでございます。公共インフラの復旧につきましては、避難区域の10市町村について工程表をつくって、公表しております。そして、3種類、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域のそれぞれの状況に応じた整備方針をもって取り組んでございます。

(3) に参りますが、避難指示区域等への帰還に向けた取り組みということで、本年8月に区域の見直しの再編が完了いたしました。今後は、3月に策定しました早期帰還・定住プランに沿って、帰還再生加速事業などを活用しながら、帰還に向けた取り組みを進めてまいります。

(4) は長期避難視野に対する支援ということで、いわゆる町外コミュニティーを形成するためのコミュニティー復活交付金を創設しまして、受け入れ自治体も含めた協議会をもって、整備を進めているところでございます。また、こういったことを進めていく上では、住民の意向についての調査も実施しながら進めてございます。

(6) は異なる次元の案件として、自主避難者に対する支援でございます。「子ども被災者支援法」に基づきまして、自主避難者等への支援に関する関係省庁連絡会議を開いて、対策を検討してまいりました。そして、被災者支援施策パッケージというものを取りまとめしております。また、子ども元気復活交付金を創設しまして、先ほどもお話しがございましたが、子供の遊び場の整備等を行っているところでございます。

(7) 以降は個別の課題についてでございます。

除染の加速化の取り組みにつきましては、除染と復興関連の政策目的を同時に達成するための方策の検討や除染の新技术の利用拡大等を行っております。

また、(8) の産業・雇用につきましては、福島ブランドの再生でありますとか、営農再開の支援、また工場等を新增設する企業に対する補助等を実施しております。また、福島県沖での浮体式洋上風力発電システムの設置などの取組も進めてございます。

(9) は風評被害の問題でございまして、モニタリング結果の情報発信や販路拡大支援等の取組を通じて対策を進めてございます。これらの対策は、対策パッケージという形で取りまとめて、公表をいたしてございます。

3つ目の柱は、「新しい東北」の創造でございます。こちらは先ほど詳しくお話しがございましたので、省略させていただきたいと思っております。

6ページになりますけれども、予算・決算についてまとめてございます。

数字は省略させていただきますが、24年度の補正予算は3,000億、そして25年度の復興特会予算で4兆3,840億を計上いたしてございます。

決算につきましては、24年度の決算が先般出しましたが、剰余金が1兆8,700億円出ておりますけれども、これは翌年度の特別会計の歳入に繰り入れられて、引き続き復興に使うという形になってございます。

また、(3)は先ほどございましたが、復興関連予算使途の厳格化ということをやっております。

最後に7ページからが、復興の現状をデータで御説明してございます。

まず、被災者の支援でございますが、避難者数については先ほど申し上げましたように29万人で減少が始まっております。そして、こういった方々への支援につきましては、仮設住宅等の見守り活動、またサポート拠点の設置、心のケアセンターの設置等により支援を行っているところでございます。

2番目の地域づくりということで、(1)災害廃棄物の処理でございますが、7月時点で79%の処理処分を完了してございます。岩手県、宮城県については、本年度末までに処理を終わらせるという目標どおり完了する見込みでございます。

福島県につきましては、26年度以降の完了となるということになってございます。

公共インフラにつきましては、申し上げましたように、事業計画工程表に基づいて推進してございまして、例えば2つ目の○の海岸対策でございましたらば、想定地区数のうちの43%である202地区で工事に着工してございます。

また、鉄道につきましては、運行を再開したのが89%、港湾につきましては83カ所、63%において復旧工事が完了している。こういった形で各事業工種別に進行状況を管理してございます。

また、復興まちづくりにつきましては、防災集団移転につきましては、全ての地区で事業着手のための法定手続を完了しまして、36%の地区で造成工事に着手したところでございます。かさ上げを行います区画整理についても、9割の地区で法定手続を完了しておりまして、63%で事業認可ということになっております。

また、災害公営住宅の整備の着手も52%、1万1,000戸余りとなっております。

3番の産業・雇用でございますが、被災地全体の鉱工業生産指数は、震災前の水準並みで推移してございます。これについては、仮設工場、仮設店舗や中小企業等グループ補助金等の支援を行ってきたところでございます。

また、1次産業につきましては、6つ目の○でございまして、被災農地の約63%で営農再開が可能となっております。

それから、魚の水揚げにつきましても、対前年というか、震災前比で7割の水準になっておりまして、水産加工施設も75%が業務を再開しているという状況になってございます。

観光業につきましては、改善の傾向にあるのですが、引き続き全国の水準を下回る状況というデータになってございます。

こういった産業の状況を反映しまして、雇用につきましては、有効求人倍率は3県とも1倍以上となっております。雇用者数も震災前の水準まで回復しておりますが、沿岸部

の一部では、まだ十分回復していない地域も見られます。

4番目は原子力災害からの復興でございます。

避難指示区域の見直しは8月に完了いたしました。こういった区域からの避難者数は、まだ8万1,000人に上っております。

賠償につきましては、25年1月に中間指針の追加が出ておりまして、追加的な規制がかかってきた産物等についての風評被害損害についての指針が示されております。

また、東京電力株式会社にこれまで累計で2兆7,277億円の賠償金が支払われてございます。

除染につきましては、人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施するというところで、避難指示区域については国が直接除染を行っておりまして、11市町村のうち10市町村について実施計画が策定しておりますが、終了したのはまだ1市のみとなっております。

それ以外の地域につきましては、市町村が中心になって、国の負担で除染を実施しておりまして、全ての94市町村で計画協議を終えて、工事の種類によりまして、3割から9割の発注が進んでいるという状況になってございます。

最後に復興関係の諸制度の活用状況をまとめてございます。

復興特区につきましては、規制や手続、税制上の特例措置等を内容としてございますが、この復興推進計画は74件が認定されてございます。

また、まちづくりを一からやり直さなければいけないということの中で、土地利用再編のための各種規制の特例措置を適用します復興整備計画につきましても、3県の28市町村において公表されて、実施されてございます。

また、復興交付金につきましても、復興のステージが高まってきたということに対応しまして、採択対象を拡大したり、効果促進事業の使い勝手を向上するというのをやりまして、運用の柔軟化を図ってございます。

これまでで6回の配分を行っておりまして、累計で2兆1,000億円の事業費相当分の配分を行ってございます。

最後に、震災事業者再生支援機構等についてでございます。

国が実施しております再生支援機構におきましては、254件の支援を決定してございます。また、県のほうで中心におつくりになっていただいております産業復興機構のほうでは、377件の支援の合意に至ってございます。

最後に、私的整理に関するガイドラインにつきましても、548件の債務整理が成立しているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御報告いただいた内容について、御意見がございましたら、後の自由討議のところで一緒に御発言いただければと思います。

続きまして、議事3の「自由討議」ですが、「新しい東北」の創造だけではなくて、復興施策の実施状況を踏まえ、各委員の問題意識等について広く御意見をいただければと思っております。

それでは、どなたからでも御自由にどうぞ。

白根委員、次に達増委員、お願いします。

○白根委員 白根です。

今、御説明いただいたような被災地の復興を、最優先でやっていただいているのは当然重要なことです。加えて、以前から申し上げておりますとおり、もう少し長い目で見て、今こそ「新しい東北」の創造ということで、東北にもっと強固な経済基盤、その背骨をいかに作っていくかということ、これまでの会合で私から議論させていただきました。

我々は、東北でもものづくりをしていますが、人の質が、これは日本古来の人の優秀な質だと思うのですが、たゆまず頑張る、やり切るという面を持っています。そういうひたむきさともものづくりというのは、大変合っていると思っています。私どもの話で恐縮ですが、私どもでは、企業内訓練校としてトヨタ東日本学園をつくりました。この学園で、東北6県下の工業高校の新卒者15名と、東北6県下の他の企業から同じように15人、トータル30人を1年間お預かりします。彼らは、1年間一緒に寄宿生活をしながら、勉強し、頑張っています。その彼らがこの前、愛知県の三河にあるトヨタ自動車本体の学園に行ってきました。そこの生徒と一緒に勉強し、互いに勉強の成果を発表したところ、トヨタ自動車の学園長が東北の生徒の発表を聞き、彼らの気概やエネルギー、そして責任感の強さにびっくりしたわけです。

我々の学園から10年間で、そういう人たちが300人東北に生まれる。そういうことを考えると、ささやかな我々の取り組みだけでも、東北の復興へ向けて、学園で学ぶ生徒たちに頼もしさを感じています。こうした優秀な人材を活かすべく、経済基盤をしっかりとつくっていくことが必要であると思います。東京、関東、三河といった、他の地方から一次メーカーをどんどん呼び込み、東北のものづくり企業とタイアップして、雇用をどんどん膨らませていく、人を呼び込んでいく。そういうことを実現するために、企業誘致のためにどのようなインセンティブを設けられるかが課題です。このことは、中間まとめでも書いていただきました。それから、エネルギーの多様化やコスト削減に資するガスパイプラインの構築などをもう少し長い目でしっかりとやっていくことが大事だと思っています。

素形材メーカーの集積促進やガスパイプラインの構築などの具体的な話をしましたが、我々民間企業がこのようなことを今後進めていくに当たって、どういうやり方をしていけば、実現に向かっていくかということをお教えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 達増委員、お願いします。

○達増委員 東京オリンピック・パラリンピック2020年ということが決まりまして、これは復興ということについても、この機会に改めて2020年までにはどうなっていなければな

らないかという観点、そしてオールジャパンとして、復興も含めて日本の姿を2020年までにどうしなければならないかということ、国民的合意を取りつねながら考えるいい機会になっていると思いますので、改めて2020年までに復興というのは、福島原発事故対応も含めて、こうなっていなければならないのだという国民的コンセンサスをとれるようにしていかなければならないと思います。

その中で、オリンピックの準備が復興のほうから人手や資材をとって、それで復興の妨げになるようなことがあってはならないと思ひまして、一方で、自由に任せておいたのでは、やはり人や資材の取り合いみたいなことが懸念されますので、やはり政府による調整ということが必要になってくると思ひますし、また、復興を加速して、早目早目に進めることができれば、まず復興、そして東京オリンピックの準備と、順番に人や資源がうまく活用されればいいのだと思ひます。

あと、その関連でもあるのですけれども、国際リニアコライダーは、既にこの復興推進委員会でも取り上げていただいたり、いろいろ委員の皆さんから発言をいただいております、8月23日に研究者の皆さんの立地評価会議で国内候補地の一本化で北上山地に決まりました。あとは、これも政府として、関係国と協調しながらどういうふうにしていくのか。また、どういうタイミングでつくと正式に決めるのかという問題になってきておりますので、これも復興、特に「新しい東北」というビジョンからすれば、非常に巨大なインパクトを持つ事業でありますので、これも復興そしてオリンピックもあって、日本全体がどうなっていくのかということとも相まって、やはり世界に貢献できる日本が東北に拠点を持ってのリニアコライダーということで、これもきちんと位置づけられていくような形で、復興のあるべき姿、日本全体のあるべき姿というものが国民的合意をとりつけていけるように、今、持っていくべき時期だと思ひます。

○伊藤委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員（副知事代理出席） 2点お話しをいたします。

まず1点目は、今の達増委員のお話しとリンクした話ですが、福島の場合ですと、やはり汚染水問題というものがのしかかっております。第一原発の汚染水問題が東京オリンピックの誘致に伴いまして、世界中から注目をされるという状況になっております。原発事故の収束、そして原子力災害から復興するということが、日本全体としての最重要課題でもありますので、国民の皆さんにこういったことをまず共有していただくことが大事だと思ひます。

その上で、7年後の東京オリンピックの開催が、福島県あるいは東北全体の復興の加速につながるよう、ぜひ取り組みをしっかりと進めていただきたいと思いますと考えております。

2点目は、子ども被災者支援法の基本方針案の関係であります。福島県は原子力災害による県全体が被災地であるという認識を持っていただいて、福島の実情を踏まえたきめ細かな支援を行っていただくことが重要であります。特に健康管理あるいは医療の確保など、子供や被災者の生活にかかわる支援策の充実、そして確実な財源措置を特にお願いしてお

きたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 村井委員、どうぞ。

○村井委員 2つございます。

1つは、次の（４）の今後の進め方に関することですが、ちょっと早いのですが、けれども、お許しいただきたいと思います。

6月に「新しい東北」の創造に向けて中間とりまとめを行いました。年度末には最終とりまとめという形になっていくのだろうと思いますが、資料3を見ますと、「新しい東北」の創造に向けての中間とりまとめのブラッシュアップの議論をされるかがわからないのです。

一例を言いますと、中に医師過少地域における医師不足等に対応した医療人材の確保といったものを中間とりまとめにまとめていただきました。感謝をしておりますが、今、国家戦略特区の中で新しい医学部の話などももう既に俎上に上っておりまして、国も文科省も厚労省も前向きに検討してもいいのではないかという議論をしておりますので、そういう医学部などという話は具体的に出るような情勢になってまいりました。

したがって、最終とりまとめには、そういった文言をしっかりと入れていただくのがいいのではないかと考えておりますので、ぜひ今後議論する中で、今日ではなくて、今後、最終とりまとめに向けて、そういった「新しい東北」の創造に向けての中間とりまとめのブラッシュアップをするお時間もつくっていただくと大変ありがたいというお願いが1つです。

2つ目は、震災遺構、津波、地震によって壊れた建物や動産、車、船といったものを残すか残さないかということについてでございます。現在の国の考え方としては、自治体の所有物については自治体の判断で、個人の所有物については個人の判断で、解体するときには国の復興予算を使って27年度までだったら解体経費は持ちましよう。しかし、それ以降につきましては、残す場合はそれぞれ自分の判断で、自分のお金でやってくださいということになっています。当然、土地をかさ上げしていきますので、土を盛っていきますので、そのまま残すわけにはいかないということでありまして、また、移築しなければいけないということで費用がかかります。また、残すとなると賛否両論いろいろ意見が分かれるということ。残すときには、維持管理に非常に莫大なお金がかかるということで、だんだん潰す方向で動いています。宮城県でいうと、象徴的なもので気仙沼の共徳丸は解体が決まりました。南三陸の防災庁舎も解体が決まりました。これはなかなかそれぞれの市町村に任せていると判断が難しく、どうしても壊してしまうという形になってしまいます。

国にお願いして決めていただければいいことなのでございますけれども、なかなか国も自分が持っているものではありませんので、それを残せとか、残すなどかいうことを判断するのは難しいと思いますので、できましたならば、この委員会でどういう形がいいのか

ということをちょっとでも議論していただくとありがたいと思っています。

個人的には、国が全部お金を持つとか、持たないとかいうのは難しいものですから、ある程度県に投げさせていただいてもいいのではないかと考えています。例えば県の中で、宮城県さんは3つあるいは5つぐらいは残してもいいよと。3つ、5つは国が移築だとか、維持管理経費を持ってあげてもいいよと。ただし、それ以上は県の金でやってくれとか、自治体の金でやってくれと。だから、そこは県のほうで調整してくれと言われたら、調整はできるのですが、今は残念ながら、県が口を挟むと、維持管理費は県が持ってくれるのですねと言われた段階で、なかなか話が前に進まないということがありますので、ぜひそういったようなこともここで議論していただければなら議論していただく。もしここで議論するのにふさわしくないと、委員長なり大臣がお考えならば、ぜひ大臣のもとで、もう一度お考えをいただくと大変ありがたいということをお願いしておきたいと思っています。

以上でございます。

○伊藤委員長 大山委員、どうぞ。

○大山委員 今後のスケジュールの中で、ぜひ産業復興について議論をいただきたいと考えております。

実は、グループ補助金で被災地の水産加工は復旧が進んでいるわけですが、現状は、一番は工場が復旧しても、人手が集まらない。被災地は復興需要が多くて、水産加工の実態を見ますと、時給が最低賃金650円とか700円前後で雇用して、なおかつその競争をやっておるわけでありまして、今、地元でそんな安い賃金で働いてくれる人はほとんどいない。賃金を上げててもなかなか雇用ができない。これが現状でありまして、2番目が販路の確保、要するに供給が2年間できなかったということがありました。

そう考えていきますと、グループ補助金というのは個別企業に対してはよかったと思うのですが、本来将来を考えていくと、これは地域ごとで合併、統合ということをやっているかないと、地元の零細中小企業が数多くいて、それが個別に努力しても、この人件費アップ、人手不足、販路開拓というのはなかなか難しいのではないだろうかと思っています。

2番目が農業問題でございます。先週、日経新聞に出ましたが、国家戦略特区という形の中で農業法人の出資比率の緩和というものがございます。御案内のように、今、津波被災地で1万4,000ヘクタールの農地が被災をして、今、約6割近くは戻ってきているのですが、ある意味でピンチはチャンスでありまして、入り組んだ農地も大規模な圃場整備を行っているわけでありまして。

そういう意味では、まさしくこの被災地の農地に関しましては、農業法人の出資規制緩和であったり、あるいは農業委員会等々の規制を緩和するという形で、被災地の産業復興は、1次産業の農業、そして水産加工の2つが本当に復興しなければ、本当の意味での被災地の復興はあり得ないのではないだろうかと思っておりますので、ぜひこの産業復興というテーマも挙げていただければと思います。

以上です。

○伊藤委員長 田村委員、どうぞ。

○田村委員 この報告の中身なのですが、違和感があるのが、2ページの復興の現状の1ポツ目です。ここに「仮設住宅等への入居戸数は減少しており、恒久住宅等への移転が始まりつつある」とあります。多分、現状、こういうふうを書くところなのでしょうが、これを書くと、あたかも皆さんの御希望どおりお家が建って、そちらに皆さんが住まいを移されているような印象も与えかねないと思うと思います。

この報告全体が、もちろん施策に対してこういうふうできているのだという厚いものも、全部マクロ指標を中心としたような、でき上がっています、できていませんというお考えをお示しになっているというのは理解できるころなのですが、この復興推進会議が目指すべきは、お住まいになっている方の被災者の皆さんの復興のお気持ちが上がるか上がらないか。それ自体、もちろんハード整備が進めば、もちろんそれが下支えになることは否定はしないのですけれども、それにある程度、ここは位置づけはよくわかりますが、ある程度触れる必要があるのではないかと思います。

ですので、ここは結局、町の再建が実は進まないの、自分の本意ではないが、山の中に家を買って住み始めているという方もたくさんいらっしゃいますので、そういった意味では、住まいの再建への動きが始まっているというのが本当のところだと思います。

繰り返しになりますが、この会議では、やはり町の再建、生活の再建、経済の再建というのをバランスよく、被災者の目線に立って議論をしないと、施策で進められている以外のものをこちらで取り扱わなければ、きっと被災地の復興はなされないと思いますので、ぜひ書きぶりにもその点は御留意いただけたらと思います。

○伊藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 話の流れを少しもとに戻してしまうようで恐縮ですが、先ほど内堀副知事も発言されていたことに対するやや補足なのですけれども、私は岩手でも、福島でも事業をやっている関係で、福島の風評被害問題の現状を以前よりも深刻化していると捉えています。

それは何が原因なのかというと、もちろん一つは汚染水問題で、もう一つは低線量被ばくが健康に対してどういう影響を与えるのかということについて、今もってまだなお定まった見方が、言わば公式なものとしては広まっていないという部分があるのだと思っています。

もちろん汚染水問題のほうは何とかして解決しなければいけないのですが、低線量被ばくの健康に対する影響については、やはり一日も早く、これを何か定まった見方をもって、日本国民に啓蒙するといったようなところに力を注いでいかなければならないのではないかと。そういった点についても、今後この委員会で重要な問題として取り上げていただきたいと思っております。

○伊藤委員長 ほかに御意見ございましたら、どうぞ。



中田委員、どうぞ。

○中田委員 資料2の中で非常によくまとまっていると思いました。

数字を眺めて感じるのは、パーセンテージで83とか、90で出ると、ほとんどうまくいっているように見えます。今回の災害の特色は、同じ行政単位であっても、その中で非常に悲惨な被害を受けた人と、軽微な人が同居している。それが市町村の中でも集落で分かれているし、都道府県の中でもかなり分かれている。日本の中でも分かれている。その多様な災害が同時に起こっていて、それをどうやって人々に対して公平性を担保して援助していくのかというのは、初めての経験だと思います。それは専門的にも非常に難易度が高いものにいきなりぶっつけ本番で今、立ち向かっていくわけです。一人一人について見れば、やはり自分の家がなければ、その人にとったら復興率はゼロだし、住んだ人は100になるかわかりません。非常に個人差があるということも含めて、何かそういう実感をぜひ活字として残しておくというのも大事なのかと思います。これは知らない人が読むと、日本は大丈夫みたいな、通り一遍的な話になってしまうと思うのです。

私は経験はないのですが、やはり教育の問題。先ほど子供の運動とか放射線被ばくというのは出ているのですが、やはり地方に行けば、そこに鉄道があるかないか、バスがあっても本数がどうかというのは、そこで子供が教育を受けるかどうかというものの、本当に一かゼロかという選択を強いられています。今回、地域に戻って来られない人たちは、恐らくそこに何らかの判断をして、大事なふるさとを去ってしまっている人もいると思うのです。

ですから、やはり次の世代は、間違いなく今の子供たちが担っていくので、その子供たちが教育の機会を同じように得られるということを常々大人は担保して、何か政策に生かしていくことが必要だろうと思います。

なかなか子供たちの話は数字にも出ていなくて、それこそ個人差があって、親の判断があって非常にわかりにくいと思うのですが、もう少しそこを踏み込んでいくべきなのかと思います。

以上です。

○伊藤委員長 そろそろ時間がなくなっておりますので、特によろしければ、ここまでにさせていただいて、今、皆さんからいただいた御意見、今後の進め方も含めて、検討させていただきたいと思います。

それでは、少し議論も出ておりますけれども、今後の進め方について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○海堀参事官 それでは、事務局のほうから資料3について御説明をさせていただきます。

お手元の資料3をごらんください。

本日の委員会での議論を踏まえまして、「新しい東北」先導モデル事業については、先ほど申しましたように、適宜契約を締結して、事業をスタートさせていきたいと考えております。

その後、12月までの間でございますが、これら事業のフォローアップ、先ほども委員の先生方からお話がありました。そういったもののフォローアップ。あわせて、これは中間とりまとめの際にも行いましたが、有識者からの意見聴取、懇談会などを並行して実施させていただければと思っております。

25年末あるいは26年の頭に、これはモデル事業については3カ月経過後に報告をいただくということで、全事業についての報告をとりまとめようと思っておりますので、それについての御報告をさせていただき、その後、3月下旬に復興推進委員会で提言のとりまとめをということで、先ほど委員からお話がありました復興の中間とりまとめについて、ブラッシュアップをするべく形でとりまとめをさせていただければと思っております。

○伊藤委員長 既に幾つか御意見をいただいているので、また少し検討させていただきたいと思えます

ほかに何か今後の進め方について、今、発言があるという方はございますでしょうか。よろしいですか。

済みません、もう時間が迫っておりますので、本日はこれまでとさせていただきたいと思えます。

配付した資料につきましては、整理をした後に公表するということで、根本大臣より記者に対して会議の概要についてブリーフィングを行い、私も同席したいと思えます。

また、1カ月をめどに議事録を作成して公表いたしますので、前回同様、皆様におかれましては、速やかな内容確認に御協力をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第13回「復興推進委員会」を終了します。

本日は、どうもありがとうございました。